

※詳しくは☎にお問い合わせください。

ハートフルパス（障がい者等用駐車場利用者証）の申請・交付が市役所でできます

障がい者等用駐車場を適正に利用していただくため、障がい者や要介護認定者、妊産婦など歩行が困難な人へ、県内共通のハートフルパス（利用証）が4月から市役所の窓口でも交付できるようになりました。



交付には要件があります。詳しくは市ホームページで確認するかお問い合わせください。

●窓口・問い合わせ

- ・障がい者への交付 福祉課 ☎ 63-1406
- ・要介護認定者への交付 保険介護課 ☎ 63-1418
- ・妊産婦への交付 すこやか未来課（保健センター）☎ 63-1153
- ※難病者、けが人への交付は上記3カ所で受け付けできます。

令和2年度後期高齢者医療保険料について

☎ 保険介護課高齢者医療係 ☎ 63-1420

仮徴収のご案内

令和2年度保険料額の確定は7月に行いますが、特別徴収（年金天引き）で納めている人は、確定後3回の本徴収だけで納めていただくと、1回あたりの徴収額が大きくなるため、本徴収の前に、原則、昨年度（令和2年）2月の徴収額と同額を仮徴収として4・6・8月の3回徴収します。

今回から、これに該当する人へ4月に送付していた後期高齢者医療（仮徴収）保険料額の通知書は送付しません。

ただし、昨年度（令和2年）2月の特別徴収額と本年度（令和2年）4～8月までの特別徴収仮徴収額が同額にならない人には後期高齢者医療（仮徴収）保険料額の変更通知書を、昨年度（令和元年）途中で後期高齢者医療制度に加入して本年度（令和2年）4月から6月から、はじめて特別徴収になる人には後期高齢者医療（仮徴収）保険料額決定通知書を送付します。

保険料の確定額の通知は7月に送ります

【保険料の納期】

令和元年中の所得（収入）と令和2年4月1日時点の世帯状況で算定します。

特別徴収（年金天引き）の場合

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1月	2月	3月	仮徴収（原則前年度2月と同額）			本徴収（保険料確定後の調整額）		

普通徴収（納付書か口座振替）の場合

徴収なし	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
2月	3月								

【令和2年度は保険料率が変わります】

均等割額 [50,600円] + 所得割額 [(総所得金額等 - 33万円) × 9.95%]

●特別徴収から口座振替への変更

申し出ると特別徴収をやめて口座振替に変更できます。ただし、審査の結果、口座振替への変更が認められない場合もあります。



前年度の保険料との変更点

- ・均等割額 47,900円から50,600円
- ・所得割率 9.26%から9.95%
- ・保険料の上限額 62万円から64万円

補助金を活用しませんか

全ての補助金は令和2年度内で終了する事業が対象です。詳しくは市ホームページをご覧ください。



分野	人材育成
補助金名	いきいき人づくり事業
目的	さまざまな分野で指導的役割を担う人材を育成し、地域活性化につなげる
対象事業	・視察研修などへの参加 ・講演会・イベントなどの開催 ・青少年の健全育成、世代間・地域間交流、環境保全などに関する事業 ・地域産業の振興、女性の地位向上などに関する事業
対象者	市内に住んでいる人や市内の事業所などに勤務している人
金額	「いきいき人づくり事業審査会」で審査し、事業の選定と額の決定を行います。
募集期間	7月31日(金) ※先着順（予算の範囲内）。
問	くらしいきいき課地域協働係 ☎ 57-7163

分野	文化振興
補助金名	荒尾市文化振興基金助成事業
目的	地域文化の創造やまちづくりに生かす文化活動の支援
対象事業	・活動発表事業（従来の活動枠を超えて行う発表会など） ・文化情報事業（文化を紹介するビデオ・パンフレットなどの制作や文化情報の発信） ・人材育成・交流事業（文化的な研究会・フォーラムなどでの人材育成や交流が目的の事業） ・その他、文化によるまちづくりに貢献する事業
対象者	市内に住所か活動の本拠がある団体
金額	補助率 2/3 上限 50万円
募集期限	4月30日(木) ※予算の範囲で可能な場合は、2回目の募集を行います。
備考	当事業は皆さんからの寄附金で運用しています。文化振興のため、寄附金をお寄せください。
問	文化企画課世界遺産・文化交流室 ☎ 63-1274

分野	市民活動
補助金名	市民活動サポート事業
目的	団体活動の活性化と自立の支援
対象事業	市民活動団体が自発的に行う社会貢献活動で、活動の活性化と自立を目指して取り組む事業 ※活動に直接必要な経費でその推進に欠かせないものに限りません。
対象者	市内に住所か活動の本拠がある5人以上の非営利団体
金額	・1年目 助成率 9/10 上限 20万円 ・2年目 助成率 7/10 上限 20万円 ・3年目 助成率 5/10 上限 20万円 ※初めて助成を行う年度から数えて3年間申請できます。
募集期間	7月31日(金) ※先着順（予算の範囲内）。
問	くらしいきいき課地域協働係 ☎ 57-7163

分野	環境保全
補助金名	生ごみ処理機設置補助金
目的	生ごみ処理機の購入
対象事業	電気式生ごみ処理機（1世帯1基まで） コンポスト式生ごみ処理容器（1世帯2基まで）
対象者	下の全てに当てはまる世帯主 ・市内に住所があり、居住している。 ・市税を滞納していない。 ・市内の店舗で購入。 ・当補助金を5年以内に利用していない。 ※必ず申請後に購入すること。
金額	税抜き価格の1/2 ・電気式…上限 30,000円 ・コンポスト式…上限 4,000円 ※100円未満切り捨て。
募集期間	随時 ※数に限りあり。
問	環境保全課環境業務係 ☎ 63-1370

分野	環境保全
補助金名	浄化槽設置事業補助金
目的	浄化槽の設置
対象事業	浄化槽設置費用の一部
対象者	公共下水道の認可区域外の専用住宅・自治公民館★ ※★は本年度から補助対象になりました。 ※高度処理浄化槽の設置についてはお問い合わせください。 ※設置後は法定検査・点検・清掃が必要です。
金額	5人槽 332,000円、7人槽 414,000円 8人槽以上 548,000円 ※単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する場合、条件を満たせば、上乗せ（上限9万円）があります。
募集期間	随時 ※数に限りあり。
問	環境保全課環境業務係 ☎ 63-1370